

企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託仕様書

1. 業務名

企業版ふるさと納税マッチング支援業務

2. 業務目的

由利本荘市（以下、「本市」という）では「由利本荘市まち・ひと・しごと創生推進事業（以下、「本事業」という）に基づく、地方創生応援税制（以下、「企業版ふるさと納税」という）を活用した寄附の受入れが可能となっている。

本業務は、本事業に係る地方創生事業について、貴重な自主財源を獲得しながら、積極的に推進していくため、事業者独自のネットワークやノウハウを活かし、企業版ふるさと納税を活用した取り組みを効果的に実施することを目的とする。

3. 業務内容

本業務の受託者は、次の各号により、企業版ふるさと納税による寄附獲得を目指すものとする。

- (1) 寄附依頼の営業を行う見込みである営業対象の企業についてリスト化する業務
- (2) 本市の事業紹介パンフレット等のPR媒体を受託者の費用負担により制作する業務
- (3) 企業に対し、本市及び本市の寄附対象事業をパンフレット等のPR媒体の提供等の方法により紹介し、本市への寄附を提案する業務
- (4) 営業活動の結果、寄附が見込まれる企業に対する、寄附に係る一次的な窓口業務（事前の説明、調整及び事務手続き等を含む）
- (5) 前号の窓口業務を実施したうえで、寄附が見込まれる企業を本市に取次ぐ業務
- (6) 寄附対象事業の企画・実施にかかる協力や助言、情報提供等のコンサルティング業務
- (7) 前号のほか、本市の寄附獲得に資する支援業務

4. 協議

- (1) 契約締結後速やかに、仕様内容、作業スケジュール等の確認のための協議を行うこと。
- (2) 受託者と本市は緊密な連絡に努め、必要に応じて協議を行うこと。

5. 委託業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

ただし、契約満了日の1ヶ月前までに本市あるいは受託者から契約を継続しない旨の申し出がないときは、同一条件でさらに1年間継続するものとする。

6. 委託料額

- (1) 委託料の算定は成果報酬型によるものとし、受託者が本市に対して寄附見込企業を紹介して寄附受領に至った場合、次の計算式で算出した委託料額を支払うものとする。
成果報酬型：寄附金額×委託料率（1円未満の単位は切り捨て）
上記金額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。
- (2) 委託料率の上限は、本業務を通じて行われた寄附金額の20%以内（消費税別）とする。
- (3) 寄附見込企業が本市に対して寄附を行った後、本市は速やかに受託者にこの旨を伝え、受託者の請求によって委託料の支払いを行うものとする。
- (4) 前号にかかわらず、委託料の合計額が本市の当初予算額を超過する場合には、補正予算等の対応をしたのちに当該超過部分に係る委託料が支払われるものとし、当該超過部分に係る委託料については、遅延損害金等の対象外とする。

7. 情報セキュリティの確保

以下の点をはじめとして、情報セキュリティには十分留意すること。

- (1) この業務委託の履行中に知り得た秘密は適切に扱い、漏えいのないようにすること。
- (2) 情報セキュリティ体制を証するものとして、契約期間において、プライバシーマーク（一般財団法人日本情報経済社会推進協会）を取得している、又は ISMS（ISO/IEC 27001）認証を受けていること。

8. 業務報告

受託者は、業務の進捗に応じて定期的に本市に対し報告を行うこととし、報告内容及び報告頻度等は本市との協議により定めるものとする。

9. その他

受託者は、業務実施にあたり、由利本荘市契約規則、由利本荘市個人情報保護条例その他関係法令・条例等を遵守しなければならない。